

立山町三世代住宅取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援の充実及び三世代同居の推進を目的に、同居に必要な住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、立山町補助金等交付規則(平成25年立山町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 本補助金計画認定申請日において、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子とその親又は妊婦を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (2) 親世帯 1年以上引き続き本町に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本町の住民基本台帳に記録されている子育て世帯の親が含まれる世帯をいう。ただし、子育て世帯の親が介護保険施設等に入所し、又は入居している場合を除く。
- (3) 同居 子育て世帯と親世帯が町内において同一の住宅に居住、もしくは子育て世帯が親世帯と同一敷地内で居住することをいう。
- (4) 取得 住宅の新築(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものをいう)又は購入をいう。ただし、相続、贈与、その他取得対価の伴わない事由により住宅を取得した場合を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全ての要件を満たす子育て世帯とする。ただし、町長が特に認める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 町内で住宅を取得すること。ただし、既に住宅取得をし、同居している場合は除く。
- (2) この要綱に基づく補助金の交付の決定のあった日から継続して5年以上同居する予定であること。
- (3) 子育て世帯及び親世帯のいずれも町税の滞納がないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと。
- (5) 第4条に規定する補助の対象について、他の補助金、助成金の交付及びこれらに類する支援を受けていないこと。ただし、立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業補助金を除く。

(6) 子育て世帯又は親世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助の対象）

第4条 補助の対象は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、町内において同居するための住宅を取得する場合で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 三世代以上の直系親族が同居する新築住宅で、総工事費又は購入費（消費税及び地方消費税の額に相当する金額を含む。）が100万円以上であるものに限る。ただし、立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業の補助対象経費を除く。

(2) 三世代以上の直系親族が同居する中古住宅（新築住宅以外の住宅をいう。）で、購入費が100万円以上であるものに限る。ただし、立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業の補助対象経費を除く。

(3) 住宅部分の床面積が70平方メートル以上のものに限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は、30万円とする。

（補助金の計画認定申請）

第6条 申請者は、工事着工前に、立山町三世代住宅取得支援補助金計画認定申請書（様式第1号）に別表の必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の計画認定）

第7条 町長は、前条の規定により提出された書類等を審査し、補助金の交付対象となる工事計画であると認めるときは、これを立山町三世代住宅取得支援補助金計画認定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（認定後の工事等の変更・中止届出）

第8条 申請者は、前条による認定後、工事について中止または変更を行う場合には、直ちに、立山町三世代住宅取得支援補助金計画認定（変更・中止）届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、事業完了の日（施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日）から1か月以内又は計画認定通知年度の翌年度2月末のいずれか早い期日までに、立山町三世代住宅取得支援補助金交付申請書（様式第4号）に別表の必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された書類等を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは交付決定額を定め、これを立山町三世代住宅取得支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、立山町三世代住宅取得支援補助金請求書(様式第6号)を町長に提出し、町長はその請求額を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定による要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前号に掲げるものの他、町長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第6条・第9条関係)

1 計画認定申請

<p>計画認定申請書に添付すべき書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅位置図及び平面図(工事箇所・内容がわかるもの) ・工事もしくは購入見積書の写し(施工業者等の記名押印があるもの) ・住宅建築もしくは購入予定箇所の写真 ・住民票謄本(続柄がわかるもの) ・「戸籍全部事項証明書」等 親子関係がわかる書類 ・納税証明書(高校生以下を除く世帯全員分) ・母子健康手帳(妊婦の場合) ・その他町長が必要と認める書類
<p>計画認定申請時期</p>	<p>工事着工前</p>

2 補助金交付申請

<p>補助金交付申請書に添付すべき書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書の写し ・領収書の写し(施工業者の記名押印があるもの) ・精算後の工事内訳明細書の写し(補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの) ・住宅取得後の写真 ・建物の登記事項証明書 ・その他町長が必要と認める書類
<p>補助金交付申請書提出時期</p>	<p>事業完了の日(施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日)から1か月以内又は計画認定通知年度の翌年度2月末のいずれか早い期日まで。</p>